

暴力団等の排除に関する合意書

北見市長（以下「市長」という。）と北見方面北見警察署長（以下「警察署長」という。）は、北見市暴力団排除条例（平成26年北見市条例第1号。以下「条例」という。）に基づく、北見市が発注する公共工事その他の市の事務事業（以下「市の事務事業」という。）及び北見市が設置する公共施設からの暴力団排除措置を講ずるため、相互の連絡協議体制を確立し、運用が図られるよう取り組むことについて、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意書は、北見市が発注する市の事務事業及び北見市が設置する公共施設からの暴力団排除を徹底するに当たり、条例第6条及び第7条に定める措置を講ずるため、市長及び警察署長が緊密に連携するために必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団関係事業者

暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

ア 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者

個人若しくは法人の役員等が、暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者をいう。

イ 役員等

法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

なお、個人の場合は支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。

ウ その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

(ア) 個人又は役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしている事業者

